

第 21 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 11 回 会 議 議 事 錄

令 和 5 年 9 月 4 日
愛知県三の丸庁舎 8 階会議室 801

日 時	令和5年9月4日（月）午後1時50分から午後2時30分まで			
場 所	愛知県三の丸庁舎8階 会議室801			
議 題	第1号議案 内水面漁場計画について（諮問） 第2号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について（諮問） 第3号議案 うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）			
出 席 委 員	田村 憲二 林 謙治 宮川 宗記 愛敬 春男 山口 邦夫 村松孝太朗 田代 喬			
欠 席 委 員	中川弥智子 高橋 健二 大内 徳明			
事 務 局 職 員	書記長 鈴木 照夫 主査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子			
農 業 水 産 局	水産振興監 岡本 俊治 水産課 担当課長 坂口 泰治 " 課長補佐 原田 誠 " 課長補佐 大橋 昭彦 " 課長補佐 荒川 哲也 " 技師 和地 柚貴			

事務局（鈴木）	<p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案の以上5種類です。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>(資料確認)</p> <p>それでは、ただ今から第11回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（田村）	<p>第11回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様には、公聴会にご出席いただきましてお礼を申し上げます。</p> <p>今回の委員会は、先ほど公述人から頂きました意見も踏まえつつ、漁業権の一斉切替えに関し、知事から諮問がありました内水面漁場計画について御審議いただくこととなります。</p> <p>また、他にシラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行に関する議案が2件上程されております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします、私の挨拶といたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監（岡本）	<p>第11回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、公聴会に引き続きの開催となりまして、田村会長始め委員の皆様方には、長時間にわたるご検討をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議題は、内水面漁場計画に加えまして、うなぎ稚魚漁業</p>

	<p>の許可方針等に関する議案を含め3件と伺っております。</p> <p>慎重審議をお願いしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定数10名のうち、7名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立了しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（田村）	<p>私が議長をつとめますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、林委員、山口委員にお願いいたします。</p>
	<p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「内水面漁場計画について」を上程します。</p> <p>この件につきましては、令和5年7月27日に開催されました第10回愛知県内水面漁場管理委員会会議において、水産課より説明を受けました。</p> <p>8月31日に新城設楽及び東三河地区、また本日、海部、西三河及び豊田加茂地区の公聴会を開催し、内水面漁場計画に対する公述人の意見をお聴きしましたので、この議案について審議に入りたいと思いますが、何か御意見、御質問はございますか。</p>
委員（多数）	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p>（異議無し）</p>

会長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（田村）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「内水面漁場計画について」は、原案どおり適當と認めることといたします。
	続きまして、第2号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について」水産課から説明をお願いいたします。
水産課（荒川）	第2号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について」御説明いたします。 資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読します。
	「諮問文朗読」
	うなぎ稚魚漁業が知事許可漁業となる漁業調整規則の改正につきましては、本年3月に当委員会で承認をいただきましたが、この規則が今年の10月1日に施行されることに伴い、漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の取扱方針を策定する必要があるために諮問するものです。
	資料2ページを御覧ください。
	1の経緯及び目的につきまして、令和2年12月の漁業法改正によりシラスウナギが特定水産動植物に指定されました。同法施行規則による3年間の経過措置を経て、令和5年12月1日以降、漁業の許可等に基づくものを除いて採捕が禁止となります。
	本県ではうなぎ養殖業が盛んであり、従前から養殖用種苗の確

保を目的とした特別採捕許可によるうなぎ稚魚の採捕が県内河川や海面において行われてきましたが、今回の法改正で、この種苗の確保を目的とした特別採捕許可による採捕ができなくなります。

本県うなぎ養殖業へのシラスウナギ供給のため引き続き採捕ができるよう、令和5年3月に県漁業調整規則を改正し、知事が許可する漁業として「うなぎ稚魚漁業」を追加いたしました。

今回、新たに追加した漁業の許可を行うため、うなぎ稚魚漁業に係る各漁業種類の取扱方針の策定及び、関連する漁業の許可又は起業の認可方針の改正を行うものでございます。

2の改正等の主な内容につきましては、うなぎ稚魚漁業が追加されたことによる（1）の漁業の許可又は起業の認可方針の改正及び（2）のうなぎ稚魚漁業の許可取扱方針の策定でございます。

（1）につきましては、（2）で策定した漁業種類の追加によるものでございますので、まず（2）につきまして、御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

上段は新方針、下段は現行の方針となっております。現行のシラスウナギ特別採捕許可方針を元にうなぎ稚魚たも網漁業、待網漁業及び袖網式たも網漁業について、それぞれ新たな許可取扱方針を定めます。

次に漁業種類ごとの取扱方針の案について御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

うなぎ稚魚たも網漁業につきまして、表の左欄に方針案、右欄には参考となる事項を載せてございます。方針の構成としては他の漁業許可と同様としております。

第1の趣旨では漁業種類の説明をしております。

第2許可等する場合は、シラスウナギの採捕という特殊性から他の許可より漁業秩序や調整が重要であることから特に規定しております。

第3では制限措置を規定します。

(2) の許可をすべき数は6人以内としております。これは従来のたも網による特別採捕許可の許可者の数を反映したものとなっております。

(3) の操業区域につきましては、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び第5種共同漁業権区域を除く県内河川で、従来の特別採捕許可の内容を反映したものとなっております。

(4) の漁業時期につきましては、これまで資源保護の意識向上のために設定していた毎月5日の休漁日を資源管理が十分浸透したと判断したことから廃止します。許可化にあたりさらなる資源保護のため、従前の漁期の始期と終期それぞれ5日を短縮した期間となっております。

(5) では他の許可漁業と同様に漁業を営む者の資格を規定します。

第4では許可の条件を規定します。

(1) の漁具は火光利用を含むたも網とします。

(2) では、これまで指導としてきた船舶や浮桟橋からの採捕禁止を反映させ、陸岸以外からの採捕を禁止します。

(3) では、採捕する者について規定します。

(4) 漁業従事者証につきましては、資料5ページに続きます。これまで携帯のみの規定でしたが、許可者との関係を明確にするため、許可を受けた者が従事者証を作成すること、県の確認を受けることを規定します。

(6) はうなぎ養殖業における池入割当量の管理のため必要がある場合に採捕を停止できるよう規定します。

(7) は採捕量の報告等を国へ提出する必要があるため、特に規定するものです。

第5では漁業従事者の資格を規定します。

第6の漁業従事者の数につきましては、過度に増加しないように、第1位の者は最初に許可された漁業の許可の範囲と規定します。初回許可は、令和4年度に特別採捕許可された人数以内と附則で読み替えを行います。

1位以外の者につきましては、漁業従事者の数を増やさないために前年度の漁業従事者数の合計から第1位の者が申請した人数を除いた数以内と規定します。

第7では申請書添付書類について規定しております。

次にうなぎ稚魚待網漁業の許可等に関する取扱方針案につきまして、資料11ページを御覧ください。表の左欄、案を御覧ください。時間の都合もございますので、以降は主要な事項について絞り、御説明いたします。

第3の制限措置、(2)の許可をすべき数は操業区域につき、それぞれ定めております。許可者の数は、これまでの待網による特別採捕許可数を反映したものとなっております。

(3)の操業区域は、従来の特別採捕許可の採捕区域を反映しております。このうち、アは海面、イが矢作川、ウが境川、逢妻川、五ヶ村川及び猿渡川、エが音羽川及び白川となっております。

資料12ページを御覧ください。

(4)の漁業時期は、先ほどのたも網漁業と同様の考え方で、操業区域ごとに漁期の始期と終期それぞれ5日を短縮した期間となっております。

第4では許可の条件を規定します。

(1)で使用する漁具を待網に限ると規定しております。また、袖網及び袋網の長さの上限を定めております。袖網の長さにつきましては許可方針等の内容を反映し、袋網の長さにつきましては、これまで従事者ごとに異なる長さを定めておりましたが、各区域で使用されている最も長い袋網の長さを上限として統一します。

主要な事項につきましては以上です。説明を省略させていただいた事項につきましても、従来の特別採捕許可方針を反映したものとなっております。

次にうなぎ稚魚袖網式たも網漁業の許可等に関する取扱方針につきまして、資料23ページを御覧ください。

表左欄、案を御覧ください。こちらにつきましても主要な事項に絞り、御説明いたします。第3の制限措置、(2)の許可をすべ

き数もこれまでの特別採捕許可数を反映したものとなっております。(3) の操業区域は従来の特別採捕許可の操業区域を反映しており、木曽川における第5種共同漁業権漁場区域の内、馬飼頭首工の下流端 200 メートルから東海大橋上流端までとなっております。(4) の漁業時期は先ほどの二つの漁業と同様の考え方で、従前の漁期の始期と終期それぞれ 5 日を短縮した期間となっております。(5) の漁業を営む者の資格は、従前の特別採捕許可方針と同様、愛知県内に事務所を置き、当該漁業権の免許を受けた者と規定いたします。第4、許可の条件、(1) 使用する漁具を袖網及びたも網に限ると規定しております。袖網の長さにつきましては、従前の特別採捕許可の内容を反映し、4 メートル以下と規定いたします。主要な事項につきましては、以上でございます。説明を省略しました事項につきましては、従来の特別採捕許可方針等を反映したものとなっています。

うなぎ稚魚漁業の許可取扱方針の策定の説明は以上です。

次に漁業の許可又は起業の認可方針の改正について御説明します。

資料 32 ページを御覧ください。

漁業の許可又は起業の認可方針の改正について、表左欄に案を記載しています。改正する部分に下線を引いてあります。第4の別表には知事が制限措置の内容を定める漁業種類が記載されていますが、この別表に先ほど御説明したうなぎ稚魚漁業が追加されます。

次に資料 33 ページを御覧ください。

附則 1 につきまして、うなぎ稚魚漁業を追加した規則改正の施行日に合わせて許可方針の施行日を 10 月 1 日としております。

2 につきましては、資料の 35 ページを御覧ください。

漁業の許可又は起業の認可方針の第 5 において許可又は起業の認可の優先順位を定めており、第 1 位は現に当該許可を受けている者が当該許可の有効期間の満了のため改めて申請した場合と規定されております。

	<p>資料 33 ページにお戻りください。</p> <p>今回、特別採捕許可から漁業許可へ移行するにあたり、従来特別採捕許可で採捕を行っていた者が第1位となるように読み替えを規定するものです。</p> <p>3につきましては、方針の中に漁業権免許番号の記載があることから、漁業権の切替等で番号に変更が生じた場合、変更の番号とするものです。漁業の許可又は起業の認可方針の改正の説明は以上です。</p>
	<p>資料 2 ページにお戻りください。</p> <p>3、水産資源の保護培養及び漁業調整上の支障の有無につきまして、本改正等は漁業法改正に伴い、採捕実態に変更が生じないよう、その内容は現状の特別採捕許可を引き継ぐ許可方針であること、関係する漁業協同組合等から了承を得ていることから、支障はないと考えています。</p>
	<p>最後に資料 34 ページは関係法令等、35 ページ以降は改正の方針等を載せています。</p>
	<p>説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。</p>
	<p>質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>(異議無し)</p>
会長（田村）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>(挙手全員)</p>

会長（田村）

ありがとうございました。

挙手全員と認め、「漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について」は原案どおり適当と認めることいたします。

続きまして、第3号議案「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしくお願ひします。

事務局（鈴木）

ただ今御審議いただきました第2議案の御承認を受けまして、第3号議案の諮問文を配布いたしますので、資料1ページの差し替えをお願いします。

(資料配付)

会長（田村）

それでは、第3号議案の内容について、水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）

第3号議案「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明します。

差し替えのありました資料を御覧ください。

諮問文を朗読いたします。

〔諮問文朗読〕

漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を内水面漁場管理委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。

先ほど御審議いただきましたうなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございま

す。

資料2ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。

1のうなぎ稚魚たも網漁業について御説明いたします。

制限措置の内容につきましては、(1)漁業種類、(2)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数はこれまでの特別採捕許可の許可者と同じ6人としております。(3)操業区域は、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び共同漁業権区域を除く県内河川となっております。(4)漁業時期は12月21日から翌年4月25日まで、(5)漁業を営む者の資格は県内に住所を有するものとしており、先ほど御承認いただいた許可方針と同じでございます。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和5年10月6日金曜日午前8時45分から令和5年11月6日月曜日午後5時30分までの1ヶ月としています。

次に2のうなぎ稚魚待網漁業につきまして、制限措置の内容は、

(2)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、(3)に操業区域を定めています。(2)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数につきましては、操業区域が(3)アの海面、共同漁業権漁業、共第84号区域が1人、(3)イの矢作川が2人、(3)ウの境川等が2人、(3)エの音羽川等が1人となり、これまでの特別採捕許可の許可者と同じ数としております。

資料3ページを御覧ください。

(4)漁業時期は、操業区域が(3)アの海面は12月21日から翌年3月26日まで、(3)イ、ウ及びエの河川については1月6日から3月26日まで、(5)漁業を営む者の資格は県内に住所を有するものとしており、先ほど御承認いただいた許可方針と同じでございます。申請すべき期間につきましては、1のうなぎ稚魚たも網漁業で説明した内容と同じでございます。

	<p>次に3のうなぎ稚魚袖網式たも網漁業につきまして、制限措置の内容は（2）許可又は起業の許可をすべき漁業者の数は1人、これまでの特別採捕許可の許可者と同じ数としております。（3）操業区域は第5種共同漁業権漁場内共第23号区域、（4）漁業時期は1月6日から4月25日まで、（5）漁業を営む者の資格は主たる事務所を愛知県内に置き、（3）に規定する操業区域を含む漁業権の免許を受けた者としており、先ほど御承認いただきました許可方針と同じでございます。申請すべき期間につきましては、先ほど御説明した二つの漁業と同じ内容でございます。</p> <p>最後に、参考として4ページに関係する県漁業調整規則の抜粋を、5ページには、申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（田村）	ありがとうございました。
委員（宮川）	ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。
水産課（荒川）	確認です。
委員（宮川）	たも網ですと、例えば一色漁協が10月6日から1ヶ月間に申請して許可されると、漁業従事者証を作り、採捕する人に配って、確認してもらい、12月21日から採捕が始まる。こんなイメージですか。
水産課（荒川）	宮川委員の御理解のとおりです。
委員（宮川）	今までの特別採捕許可の時と採捕期間も含めて、変わってないということですね。
水産課（荒川）	はい、そうです。

会長（田村）	根拠が変わったというだけで、実態は変わってないということですね。
委員（宮川）	一色が一番多いと思うのですが、採捕する漁業従事者は何人くらいがいる想定なんですか。
水産課（荒川）	一色漁協さんですと、千人は超えると思います。
会長（田村）	他にいかがですか。
委員（愛敬）	私は木曽川下流の者なので、岐阜県との兼ね合いがありますよね。岐阜県の内水面も同じような状況なんでしょうか。
水産課（荒川）	岐阜県の方ではまだ作業中という話を聞いています。また、情報入り次第、お伝えしていきます。
会長（田村）	他に質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議無し）
会長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（田村）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。

以上で本日予定の議題は全て終了しました。

これをもちまして第 21 期第 11 回委員会を終了します。

委員の皆様、お疲れ様でした。

議長

議事録署名者

議事録署名者